

各地区では、ボランティアの方々と共に、地域の情勢に応じた活動を日々行っています。皆様の地域でも黄色のジャンパー(ベスト)を着た仲間が活動していますよ。

**尾鷲地区**  
(ランドセルカバーの贈呈式)



新1年生が安全に登校できますように

北から南から

周りをよく見てね



**熊野地区**  
(早朝街頭指導)

アドバイザーも紀州へ出張!



クイックキャッチ☆体験中(俊敏性の測定)  
まだまだお若いですね!



**紀宝地区**  
(高齢者交通安全講話)



## 夏の交通安全県民運動

7月11日(土)～7月20日(月)

### 運動の重点

- ①こどもと高齢者の交通事故防止
- ②飲酒運転、ながらスマホ運転などの悪質・危険な運転の根絶
- ③横断歩道における歩行者優先の徹底
- ④シートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- ⑤自転車等に関する交通ルールの理解・遵守の徹底とヘルメットの着用促進

## すとおっぴーの交通安全クイズ

○×クイズです。間違いやすい問題なのでよく考えてね  
(ヒント:過去に交通安全みえで取り上げたこともあります)

- Q1 本年4月から始まった自転車の違反に対する交通反則通告制度(青切符処理)の対象は、18歳以上である。
- Q2 歩道を自転車で通行できる年齢は13歳未満と65歳以上である。
- Q3 自転車乗用中の事故で死傷者が一番多い年齢は、14歳である。

### 【応募要領】

郵便はがき、又はメールに答え・住所・氏名・年齢・連絡先をご記入の上、ご応募ください。＊個人情報当選者への発送のみ使用させていただきます。

【宛先】514-0819 津市高茶屋4丁目48番8号 三重中央自動車学校 3F  
(一財) 三重県交通安全協会



3問とも  
正解した方から  
抽選で5名様に  
プレゼント!



今回の  
プレゼント

↓メールでのご応募



私の名前はすとおっぴーです。三重県交通安全協会のマスコットです。覚えてね!



(一財)三重県交通安全協会

# 交通安全みえ

2026/盛夏号  
No.247

発行所

(一財)三重県交通安全協会 三重県交通安全活動推進センター(三重県公安委員会指定)  
〒514-0819 津市高茶屋4丁目48番8号 三重中央自動車学校3F TEL 059-253-7744 URL <http://www.mie-ankyo.com/>



## 注意! 9月から生活道路の法定速度が60km/h→30km/hに変わります!



生活道路とは…

主に地域住民の日常生活に利用されるような中央線(センターライン)や中央分離帯のない、狭い道路をいいます。これまでのゾーン30・ゾーン30プラスのように区域を定めて規制するのではなく、一般道路の多くが規制の対象となります。

＊60km/hのままの道路

- ・道路標識または道路標示による中央線又は車両通行帯が設けられている一般道路
- ・道路の構造上又は柵その他の工作物により自動車の通行が往復の方向別に分離されている一般道路
- ・高速自動車国道路うち、本線車道並びにこれに接する加速車線及び減速車線以外の道路

＊指定速度(標識で示されている速度)が優先されることに変更はありません。

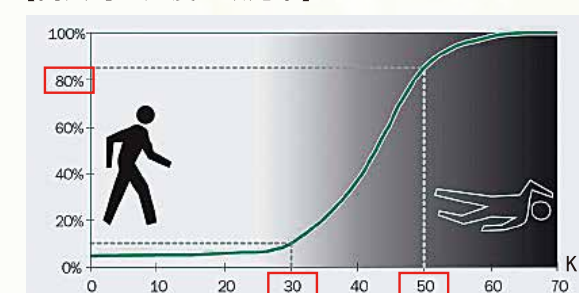
## どうして改正したの?



### 【法改正の背景】

- 警察庁のデータによると、交通事故死者数全体の約半数が歩行中、または自転車乗車中に発生しておりそのうち約半数が自宅から500m以内の身近な場所で発生している
- 自動車の速度が30km/hを超えると、歩行者との衝突時に致死率が急上昇するなどのことから、生活道路での安全性の向上を期するため、改正となりました。

### 【衝突時の速度と致死率】＊警察庁資料



30km/hの場合→致死率約 10%  
50km/hの場合→致死率約 80%

一般的に、速度が速いほど必要な停止距離が長くなり、運転中の視野角も狭くなります。また事故発生時の被害も大きくなる傾向にあります。そのため、生活道路における制限速度の引き下げは、**人命を守るための重要な対策**です。

交通安全協会の活動は、会員の皆様からのご支援・ご協力により支えられています。

## 車道を走る自転車に注意!!

自転車は原則車道の左側を通行します。車道を自転車が通行することで、道路状況が変化し、ドライバーの皆さんも注意が必要です。

本年4月から

○歩行者に加えて自転車も保護の対象となる

○車が自転車の右側を通過する際は

「少なくとも1.5メートル程度」あけ、間隔が狭い場合は、時速20～30キロ程度まで落として通過しなければならない



と改正されました。ですから**速度を落とさず一気に追い抜く行為は違反**となり大変危険です。

また、自転車側にもルールがあります。

意図的に道路の中央に寄って車の進行を妨げるような走り方をすると、自転車は車道の左側を通行というルールに違反することになり、青切符による取締りの対象になります。

**ドライバーの皆さん、車道の左側を走る自転車は、保護対象です。  
自転車の動きに注意しましょう。**



会員の皆様のご協力により、今年度は約9,500人の新入学児童にランドセルカバーを贈呈することができました。

ピカピカの1年生は、新しいランドセルに黄色のランドセルカバーをつけて、毎日元気に登校しています♪



会員の皆様、ありがとうございます

## ～ 梅雨のシーズンです ～

通学路に少しずつ慣れてきた子どもたちもこれから梅雨のシーズンに入り、傘を差しての登下校の日が増えてきます。子どもたちを見ていて危ないなと感じたことはありませんか？

その理由として、子どもたちは…

- ①まだ体や手が小さく傘を持つ筋力がとても弱い
  - ②傘の開け閉めやネームバンドを巻くのも難しい
  - ③子どもは同時に2つ以上のことをするのが難しく、傘を差していても他に興味を持ったことがあれば、傘を正しく使用することがおろそかになる
- のです。そこで以下のことに気を付けていただき、安全に登下校できるよう指導をしてあげてください。

### 《傘を差すときの注意》

- 透明の(部分がある)傘で視界を開ける
- 友達と並んで歩かない
- 目立つ色の傘やレインコートで存在をアピールする
- なるべく荷物は手に持たず、傘をさしたときに前が見えるようにする
- 傘はまっすぐ差し、安全確認の際は傘を上にあげてしっかり確認する



【ドライバーの皆さんへ】

雨天時の運転は、晴天時以上に子どもたちの行動に特に注意を払うようにしましょう。

## 第23回 交通安全「俳句」・「川柳」・「スローガン」作品コンクール 開催中!

本年も多くの皆様に交通安全意識を高めていただくため、第23回交通安全「俳句」・「川柳」・「スローガン」作品コンクールを開催しています。

【募集期間】 令和8年6月1日(月)～9月4日(金)

【募集部門】 〈俳句・川柳の部〉 全年齢(幼・保・小・中・高校生除く)  
〈スローガンの部〉 幼・保・小・中・高校生

第22回 スローガンの部  
最優秀賞

【募集要領】

1. 応募資格は県内在住の方、県内在勤及び在学の方とし、交通安全協会の会員、非会員を問いません。
2. 応募作品は、交通安全に関するものとし、お一人一部門3作品までとします。
3. 応募用紙(作品)には、「俳句」「川柳」「スローガン」のいずれかを必ず明記していただくほか、氏名、住所、年齢(学生は学校名を明記)及び電話番号を記載してください。  
なお、氏名は俳句・川柳の部のみペンネーム可としますが、本名は必ず記載してください。(表彰状は本名での表記となります。)
4. 応募方法は、応募用紙を郵送していただくほか、FAX・Eメールで送付してください。ハガキでの応募も可能です。(応募用紙は三重県交通安全協会のホームページからダウンロードできます。)

詳しくはこちらから→



応募先・お問合せは…

〒514-0819

津市高茶屋4丁目48番8号(三重中央自動車学校3F)

(一財)三重県交通安全協会 安全対策課 (TEL)059-253-7744

(FAX)059-253-7766 (Eメール)mieankyo@topaz.ocn.ne.jp



## 会員の店 紹介



昨年度ご加入、新たに会員の店にご参加いただいた企業様をご紹介します

AOKI様



県下12店舗  
商品総額の10%OFF  
(他の総額割引との併用不可)

東京インテリア家具  
津河芸店様

津河芸店限定  
店頭価格より5%OFF  
(他のサービス特典等との併用不可)

有向原モータース様  
志摩市磯部町

車検時ワイパーゴム無料交換

「会員の店」2026版は各地区交通安全協会にて受け取っていただけます。

電子版は  
こちらから→



【会員の店】は県下約500店舗! たくさんの店舗の方々にご協力いただいています。是非ご利用ください。